

提 言 書

平成27年11月

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 内 堀 雅 雄

新潟県知事 泉 田 裕 彦

目 次

1. 農業の持続的発展に向けた施策の充実・強化について	1
2. 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化について.....	4
3. 水産業の持続的発展に係る施策の充実・強化について.....	6
4. 平成27年9月関東・東北豪雨の災害対策について.....	8
5. 整備新幹線の建設促進について	10
6. 高速交通ネットワークの整備促進について	11
7. 総合的な少子化対策及び女性活躍支援の推進について.....	12
8. 地域医療の確保について	14
9. 障害福祉関連事業における財源確保について	18
10. 教職員定数について	20
11. 北方領土問題の早期解決について	22
12. 拉致問題の早期解決について	23

農業の持続的発展に向けた施策の充実・強化について

北海道・東北地方の農業は、地域の経済・社会を支える基幹産業であるとともに、これまで、国民に対する食料の安定供給や、国土及び環境保全などの面で重要な役割を果たしてきました。

水田農業は、農村社会のコミュニティ維持にも重要な役割を果たしており、地方創生の観点からも持続的に営まれることが不可欠であることから、農業者が将来展望を持って取り組むことができるよう、長期的な政策支援が必要となっています。

また、生産条件が不利なため、規模拡大を容易に進めることができない中山間地域の農業については、他産業並みの所得を実現し、後継者を確保するために、社会政策として公的なサポートの拡充が必要です。

畜産については、意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組むことができるよう、経営安定に資する総合的な支援や生産基盤の強化を図る取組が必要です。

こうしたことから、農業の持続的発展を図るため、次のことについて提言します。

1. 強い農業の実現に向け、担い手への農地集積・集約化や農業用施設の長寿命化などを進めるためには、農地の大区画化や汎用化、農業用水利施設の老朽化対策など農業農村整備の計画的かつ着実な推進が重要であることから、当初予算を基本とする必要な予算総額を確保すること。
2. 米政策については、国が策定する主食用米等の需給見通しにおいて、適正な在庫量の水準を明確にするとともに、需給と価格が安定する生産数量目標等を設定すること。

また、行政による数量配分の廃止後は、国の一定の関与を前提とした需

給調整の仕組みとし、需要に応じた生産の円滑な実施に向け、生産者や集荷業者・団体が行う取組内容やその行程など、具体的な内容を早期に提示すること。

3. 稲作経営の安定を図るため、経営所得安定対策等については、十分かつ安定的な財源を確保するとともに、以下の事項について特段の配慮を行うこと。

(1) 「水田活用の直接支払交付金」については、主食用米から非主食用米等への生産がより一層誘導され、生産者が安心して取り組むことで、農業者の経営安定にもつながるよう、現行の交付水準を維持するとともに、より地域の裁量が発揮できる安定的な制度とすること。

(2) 米価下落対策については、将来にわたって安定的な稲作経営が行えるよう、豊作等による米の需給変動を補正する新たな仕組みを構築するとともに、補てん上限額の拡大や標準的収入額の設定方法の見直しなど再生産が可能なナラシ対策の改善を図ること。

(3) 新たに調査・検討を行っている収入保険制度については、万全なセーフティネットを構築できるよう、地域の農業生産や経営状況を十分踏まえた上で、より多くの農業者が加入できる制度設計等を行うとともに、適時・適切な情報提供を行うこと。

4. 農地中間管理事業の推進に当たっては、担い手への農地の集積のみならず、集約化を図ろうとする、意欲ある地域の取組に対し、機構集積協力金や農地耕作条件改善事業などに必要な予算を、国が責任を持って確保すること。

また、農地の受け手となる担い手が、規模を拡大する際の支援策を充実するとともに、規模拡大や経営転換した農業者が安定的に農業経営に取り組めるよう、高度な経営指導を行う専門家を派遣するなどの支援策を講ずること。

5. 担い手の育成に当たっては、青年就農給付金の支給を長期に継続できるように、必要な予算を安定的に確保し、就農の実態に即した弾力的な運用とするとともに、農業研修受入農家に対する支援や新規就農者の経営力向上支援制度の創設など、就農希望者が独立・自営就農に至るまでのサポート体制を充実・強化すること。

6. 畜産の経営安定対策については、配合飼料価格の高止まり、肉用繁殖雌牛の減少、国際化の進展などに的確に対応するため、現行制度を充実・強化し、生産者が安心して再生産できる体制を構築すること。

また、畜産の生産基盤の強化に向け、畜産クラスター関連事業の中長期的な継続と必要な予算を確保すること。

さらに、国産畜産物の消費拡大のため、従来为全国団体が行う対策及び生産者独自の取組のそれぞれに対する支援を更に強化すること。

7. 日本型直接支払制度については、農業・農村の有する多面的機能の発揮の促進に向けた取組を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、道県、市町村の財政負担軽減のための財政措置を充実すること。

また、中山間地域において、十分な所得を確保するための公的なサポートを拡充するとともに、安定した財源の確保と地域の実情に即した効果的な支援が行われる制度を構築すること。

さらに、多面的機能支払については、活動要件が多岐にわたり複雑であることから、農地維持活動が行われることを基本として共同活動に対する要件を緩和するとともに、活動廃止等における計画時からの遡及返還を廃止するなど、農業者等地域住民が取り組みやすい制度とすること。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の 充実・強化について

林業・木材産業は、我が国の山村地域を支える基幹産業として発展し、地域経済の活性化や雇用の確保に大きく寄与してきました。また、森林は、水資源の涵養、国土の保全など、生活環境を支える多様で大切な役割を果たしていますが、近年、各地で豪雨等による災害が多発するなど、森林の公益的機能を維持・向上させていくことの重要性がますます高まっています。

一方、山村地域では、人口減少と高齢化が進み、手入れの不足した森林が増加するなど、木材等生産機能を含めた森林の多面的機能や山村地域の活力の低下が懸念されています。

こうした中、「森林整備加速化・林業再生基金」（H21 補正～H26 補正）や「森林整備加速化・林業再生交付金」（H26 補正）により、地域の実情に合わせ、森林の適正な整備や産出された木材の有効利用が進められており、我が国の木材自給率は、昨年、26年ぶりに30%台に回復しました。

また、政府は、本年6月に「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」を閣議決定し、森林資源のフル活用に向けたバランスの取れた需要の創出、国産材の安定供給体制の確立等を図り、林業の成長産業化を進めることとしています。

ついては、こうした取組を一層加速し、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるとともに、森林資源の循環利用を通じ、山村地域における地方創生を実現していくため、次の事項について強く要望します。

1. 森林の有する多面的機能を持続的に発揮しながら、資源の循環利用による林業及び木材産業の成長産業化を図るとともに、山村における雇用の安定にも寄与するため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2. 再造林や間伐等の森林整備・保全を着実に推進するため、「地球温暖化対策のための税」の用途を森林吸収源対策にも拡大するなど、対策に必要な地方財源の拡充・強化のための制度を速やかに構築すること。
3. 平成 28 年度概算要求に盛り込まれた「次世代林業基盤づくり交付金」の実現や、補正予算による対応を含めた十分な予算規模の確保、「森林整備加速化・林業再生基金」の事業期間の延長など、地域の裁量による弾力的な運用が可能な、川上から川下までの総合的な施策の充実・強化を図ること。
4. バランスの取れた地域材の需要拡大に繋げるため、国産材 C L T の利用拡大、公共建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用などの施策を推進すること。

水産業の持続的発展に係る施策の充実・強化について

北海道・東北の水産業は、地域の経済・社会を支える基幹産業であるとともに、これまで、国民に対する食料の安定供給に大きく貢献してきました。

近年、水産資源の減少や、魚価の低迷や燃油価格の高止まりなど、漁業を取り巻く環境が厳しい状況にあることに加え、国際情勢の変化への対応を余儀なくされていることから、水産業・漁村の持続的発展を図るため、次の事項について提言します。

1. さけ・ます流し網漁業の禁止に伴う支援

戦前からの「北洋漁業」の伝統を受け継ぎ、長い歴史を有するロシア水域のさけ・ます流し網漁業は、「ロシア水域における流し網漁業を2016年1月から禁止する法律」が6月29日に成立したことにより、来年以降の操業が困難となったところであります。

本漁業は、北海道・東北地域の重要な漁業であり、乗組員の雇用はもとより、水産加工・流通・漁業資材など関連産業も多く、操業禁止が地域経済に与える影響は極めて大きなものとなることから、漁業者をはじめ、地域の関連産業などに対して、次の事項について対策を講ずるよう強く要望します。

- (1) 漁業対策として、国際漁業再編対策による補償や、漁法転換によるさけ・ます漁業の継続、代替漁業への転換等の対策を講ずること。
- (2) 関連産業対策として、運転資金や設備取得に対する支援や、原魚の確保や輸送費に対する支援等の対策を講ずること。
- (3) 雇用対策として、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の適用や、雇用調整助成金等による支援、各種助成制度の活用による円滑な労働移動などの雇用機会の創出、職業訓練による離職者の再就職等の促進等の対策を講ずること。
- (4) 地域振興対策として、地方創生を推進する取組に対する支援や、各

種対策の実施に伴い生じる地方負担に対する地方財政措置等の対策を講ずること。

2. クロマグロの資源管理に取り組む漁業者への経営支援の強化

クロマグロの資源管理への取組により漁獲量が減少し、これに伴う漁獲金額の減収が漁業者の経営を圧迫しているため、漁業者は、減収分を補填する国の漁業収入安定対策である漁業共済・積立ぷらす制度の活用に努めています。

しかし、本制度では、漁獲金額の減収により、毎年、共済限度額及び払戻判定金額が減少し、現行の所得水準を維持することは困難な状況であることから、漁業者の経営安定を支援するため、次の事項について特段の配慮をお願いします。

- (1) 漁獲共済の長期継続申込特約について、まき網漁業と同等の漁業収入安定対策の特例措置を定置網漁業や漁船漁業に適用すること。
- (2) 長期継続申込特約期間終了後の契約更新時に、共済限度額及び払戻判定金額が大幅に減少することのないよう措置を講ずること。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の災害対策について

去る 9 月 7 日から 11 日までにかけての関東から東北を中心とした記録的な大雨等により、北海道・東北地方においても尊い人命が奪われました。加えて、住家の浸水や土木・農業施設、農作物などに甚大な被害が発生し、住民生活にも多大な影響を及ぼしております。

現在、被災地では、応急対策の実施をはじめとした早期復旧に全力を挙げるとともに、住民生活の一日も早い安定に向け、市町村及び関係機関と一体となって緊密な連携を図りながら、災害対策に総力を挙げて取り組んでいるところであります。しかしながら、今回の災害による被害額は総額 580 億円を超えており、東日本大震災からの復旧・復興の途上にある当地方においては、財政措置等の支援が不可欠な状況にあることから、次の事項について提言します。

1. 激甚災害の早期指定等について

- (1) 今回の災害について、局地激甚災害の指定基準に該当する場合は速やかに指定を行い、特別の財政措置を講じること。
- (2) 災害救助法における応急救助について、要件・基準等の弾力的な運用を行うこと。

2. 被災者に対する支援について

東日本大震災の被災地として復興途上である特殊性に鑑み、床上浸水などの被害実態を踏まえ、半壊世帯についても国の特別の負担により被災者生活再建支援制度の支給対象とすること。

3. 災害復旧事業の早期実施等について

- (1) 被災地及び被災施設の早期復旧を図るため、災害査定や災害復旧事業の早期着手に向けた特段の配慮を行うこと。また、今回の災害で被

災件数が多く、東日本大震災からの復旧の途上である当地方においては、現行の災害査定制度では対応が困難なことから、机上査定で行う要件を緩和するなど、柔軟な運用や手続の簡素化を図ること。

さらに、災害査定に要する測量や調査、設計等の費用について地元負担の軽減を図ること。

- (2) 浸水被害を受けた私立を含む学校をはじめ、警察施設や消防・交通安全施設、消防・警察車両など、被災した公共施設及び設備等について、復旧に係る財政支援を行うこと。

4. 被災事業者等に対する支援について

- (1) 被災農業者に対し、経営の早急な立ち直りに必要な資金が円滑に融通されるよう、被災農業者特別利子助成事業の適用及び助成期間の拡大を図ること。
- (2) 主食用米のうち、冠水により品質、食味等への懸念があるものは、地域農業再生協議会の確認のもとに、飼料用米への追加認定を行うなど、気象災害等に対しては経営所得安定対策等の柔軟な運用を行うこと。
- (3) 平成27年産米・大豆に係る農業共済の損害評価に当たっては、品質低下の被害に配慮し、損害評価の特例措置を柔軟に運用すること。
- (4) 被災農業者が早期に経営を再開できるよう、「被災農業者向け経営体育成支援事業」の速やかな適用を図ること。また、同事業の対象とならない被災した農業用機械の修繕等に関する支援等の拡充を講じること。

5. 地方財政措置について

災害対策に係る被災自治体の特別な需要の増大に対し、特別交付税による財源措置を講じること。

整備新幹線の建設促進について

整備新幹線は、我が国の高速輸送体系を形成し、日本経済の発展と国土・地域づくりの軸となる極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北地域が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、二十一世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、我が国においては、東日本大震災からの復興や持続可能である国土・地域の形成が最重点課題であり、日本経済の再生と国全体の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の推進が必要であることから、次の事項について要望します。

1. 整備計画路線（北海道新幹線）の整備促進

北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や、北海道と歴史的・文化的に繋がりの深い東北地域との相互連携・交流の発展に必要不可欠であり、その整備促進が急務であることから、全線の早期完成を図るため、次の事項について配慮することを強く求めるものです。

- (1) 新青森・新函館北斗間の万全の体制による開業と札幌までの早期完成を図ること。
- (2) 貸付料など幅広い観点からの更なる建設財源の確保や財源措置の拡充による地方負担の軽減を図ること。
- (3) 開業時からの東京～新函館北斗間における3時間台の運行実現や時間帯区分案による高速走行の着実な実現と更なる増便及び抜本的方策による全ダイヤ高速走行の実現を早期に図ること。その際、山形新幹線、秋田新幹線の速達性を損なうことのないよう十分留意すること。

2. 基本計画路線の整備計画策定に向けた調査の実施

羽越新幹線、奥羽新幹線などの基本計画路線の整備計画策定に向けた調

査を行うこと。

高速交通ネットワークの整備促進について

元気で豊かな地方を創生するためには、東京一極集中の国土構造を是正し、人材と産業を地方に分散させることが重要であり、そのためには基盤となる高速交通ネットワークを早期に形成することが必要であります。

また、北海道・東北地方は全国で人口減少が最も進む地域であり、一刻も早い生産性の向上が求められている点や、東日本大震災を踏まえ、北海道・東北地方全体で代替性・補完性（リダンダンシー）を確保する国土強靱化の観点からも、広域的にバランスのとれた高速道路等の整備は不可欠であります。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ 2019 の開催による全国への波及効果が期待される中、訪日外国人観光客数が毎年、過去最高を大きく超えて増加しているにも関わらず、東北地方だけが震災後 4 年を経ても震災前の約 7 割の水準に留まる現状を打破するためにも、外国人を含めた観光客の移動を支える高速交通ネットワークのより一層の整備促進が求められています。

こうしたことから、地域経済を支える産業の振興や雇用の創出、交流人口の増加等による北海道・東北地方の活性化を進めるため、それらの基盤となる高速交通ネットワークを早期に整備されるよう提言します。

1. 人材や企業の地方分散などによる地域産業の振興等「地方創生」の実現に向け、必要な予算を確保し、高規格幹線道路のミッシングリンクの解消、暫定 2 車線区間の 4 車線化、フル規格新幹線網の整備、新幹線と在来幹線鉄道との直通運転化、航空ネットワークの充実など、地方創生の基盤となる高速交通ネットワークの早期整備を促進すること。

総合的な少子化対策及び 女性活躍支援の推進について

少子化の影響による若年人口の減少や、地方からの人口流出は、地域活力の低下を招く深刻な問題であり、多くの地方では地域経済の根幹を揺るがす危機的状況にあるといえます。

この解決には、結婚を望む人の希望が叶えられ、安心して出産・子育てができ、女性も男性も共に働き共に育み、支え合うことができる社会の構築が必要であり、そのためには「結婚に関する機運の醸成と支援の充実」「子育て支援の強化」「女性の活躍促進」など、総合的な対策を同時並行で進めていく必要があります。

新たな少子化社会対策大綱や、女性活躍推進法の施策が着実に推進され、国民一人ひとりの希望を実現させるため、政府においても地方と一体となった取組みを強力に推進していかれるよう、次のとおり提言します。

1. 結婚を望む人が希望を叶えられる社会の構築に向け、結婚や子育て、家庭を持つ“幸せ”を前向きに捉える機運の醸成や、多様な出会いの場づくりや仲人活動など地域における結婚支援事業への支援など、未婚化・晩婚化対策について主体的な取組みを実施すること。
2. 若い世代に対して、家族の大切さや結婚し家庭を築くことへの前向きな意識の醸成を図るため、大学や高等学校等の教育の場において、結婚や妊娠・出産、子育てや地元で暮らすことに関する知識の普及を図るなど、自らのライフデザインを考える機会を提供すること。
3. 子どもを生き育てることに対する不安感・負担感の軽減を図るため、子どもの医療費助成制度への支援や多子世帯に対する保育料軽減措置に係る同時入所等の要件の撤廃、子育て世代への税制上の優遇措置、低所得世帯

やひとり親世帯への教育費等の支援、三世代同居・近居を促進するための新たな支援制度の創設等により、子育て世代の経済的負担の軽減を図ること。

4. 若い世代が安定した収入を得て、安心して結婚や出産・子育てに踏み切ることができるよう、非正規雇用の処遇改善や、正規雇用化に向けた総合的な支援施策を実施するとともに、柔軟な働き方を実現するよう雇用制度を改革すること。また、企業経営者等の意識改革を進め、企業における長時間労働の是正等ワーク・ライフ・バランスの推進や、女性の管理職への登用など女性の活躍推進、男性の育児参画のための特別な休暇の制度導入などを促進すること。
5. 女性の就業支援のため全てのハローワークへのマザーズコーナーの設置や、託児機能の併設を行うとともに、地域経済の担い手確保に向け、地方が行うワンストップ就労支援窓口への支援など、女性のライフステージに応じた就業継続・再就業の支援を強化すること。また、保育所等の整備と保育士確保に向けた処遇向上の取組み、発達障がいを始めとする障がい児保育施策の充実など、多様な保育サービスの充実に取り組むこと。
6. 地域の実情に応じて地方公共団体が実施する少子化対策や女性の活躍促進のための施策に対して、柔軟で継続的な財政支援を行うこと。

地域医療の確保について

北海道・東北地方の医師数は、全国平均に比して少なく、医師の地域による偏在が極めて深刻な状況にあります。また、小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、更には地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域医療の確保に向けて、喫緊に対応すべき課題が山積しています。

また、これまでの診療報酬改定では、救急・小児・周産期医療等の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がなされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・小児・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

つきましては、当地方における医師不足の状況は依然深刻であることから、より実効性のある具体的な医師確保対策に早急に取り組むとともに、採算の面から民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担う公立病院等の運営に対する地方財政措置の更なる拡充を行うなど、地域医療の確保に必要な財政措置及び保健医療サービス提供の根幹を担う人材の確保・育成支援策を講ずることを提言します。

1. 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化及び規制緩和

地域の医療を確保するためには医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な措置とするとともに、既設医学部の大幅定員増が可能となるよう規制緩和を図ること。

また、こうした医師養成増に伴う教員の配置や教室等の場所の確保など課題もあることから、人員配置及び財政支援の拡充を図ること。

2. 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、住民が地域で等しく適切な医療を受けられることを目的とした総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定するとともに、実効性のある運用を実現すること。

具体的には、臨床研修医の募集に際して、地域枠・診療科枠を設定し、全国的な臨床研修医の配置調整を行うとともに、保険医に対する医師過少地域医療機関への勤務を義務付けるなど、地域別、診療科別の医師の偏在を解消する施策を直ちに実行すること。

3. 医師の地域偏在解消に向けた実効性ある対策

地域における勤務医不足を解消するために、臨床研修後に医師不足地域での診療を経験させることや、例えば都道府県ごとに保険診療が可能な保険医の定数を定めるなど、医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策を講ずること。

4. 地域医療の安定的確保に向けた医師臨床研修制度の運用

平成26年4月に施行された臨床研修制度の見直しでは、臨床研修希望者数と募集定員の乖離の解消を図り、都市部への研修医の集中を是正し、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を次回見直しに向け徐々に実施することとされた。しかし、臨床研修医の確保は、医師不足道県にとって喫緊の課題であることから、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を速やかに実施すること。

また、2年以上研修医の受入実績のない臨床研修病院の指定取消しについては、医師不足道県の実情に配慮し、引き続き柔軟な対応とすること。

5. 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施

策を充実すること。

6. 総合診療専門医育成支援の拡充

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合診療専門医の育成支援に積極的に取り組むとともに必要な財政措置を講ずること。

7. 新たな専門医制度への配慮

平成 29 年度から始まる専門医制度の導入にあたっては、さらなる医師の地域偏在、診療科偏在を招くことがないように、十分に配慮すること。

8. 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

9. 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充等

公立病院等の運営に配慮し、地方財政措置の更なる拡充を行うとともに、診療報酬の改定においては、公立病院等の運営についての評価を充実すること。

10. 地域医療介護総合確保基金における財源の配分等

地域医療介護総合確保基金における財源の配分に当たっては、深刻な医師不足等の医療課題の実情を踏まえて配分すること。

また、地域の実情に応じ、柔軟に活用できる制度とするとともに、必要な事業が確実に実施できるよう、安定的に予算を確保すること。

11. 医療提供体制推進事業費補助金の確保

救急医療、周産期医療等、地域の医療提供体制の推進に不可欠な医療提供体制推進事業費補助金は、平成 23 年度以降、計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、同補助金

の予算を十分に確保すること。

12. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

13. 地域医療再生臨時特例基金の拡充・延長

地域医療再生臨時特例基金を活用して実施している各種事業については、地域医療の充実を図るため、今後とも継続して必要となる事業が多いことから、基金の拡充・延長などの措置を図ること。

障害福祉関連事業における財源確保について

障害者の地域生活への移行を推進していくためには、グループホームや日中活動の場等の基盤整備及び地域特性や利用者の状況に応じた支援事業の充実など、障害があっても地域で安心して暮らせる環境の整備が極めて重要です。

しかしながら、事業の円滑な運営に必要となる障害福祉関連の国庫補助事業においては、国の予算が十分に確保されず、県や市町村、民間事業者において超過負担が生じたり、事業が実施できなかつたりといった問題が生じております。

については、障害福祉関連事業を着実に実施し、障害があっても地域で安心して生活できる基盤の整備及び支援事業の充実を図るため、交付率の低下等により事業の実施に支障が生じている障害福祉関連の国庫補助事業について、必要な財源を確実に確保するよう、次のとおり提言します。

1. 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について

平成 27 年度から平成 29 年度を計画期間とする第 4 期障害福祉計画策定に係る国の基本指針において、障害者の地域生活移行をさらに推進し、そのための体制整備を行うこととされ、北海道東北地方においても、支援体制を充実していくこととする計画を策定したところである。地域においては、障害者の地域生活を支援する基盤が不足していることや、既存施設においても安心安全なサービスを提供するため防災・減災、老朽化対策を実施する必要があることから、これに対応して施設整備補助金に対する要望も増加している。

しかしながら、障害福祉サービス事業所等の整備促進に不可欠な社会福祉施設等施設整備費国庫補助金は、年々予算額が減少し、平成 27 年度の当地方の採択率は 1 割から 3 割と要望額と大幅に乖離しており、地域生活の支援に必要なサービスの基盤整備及び既存施設の安全性の確保に多大な支

障を来たしていることから、十分な財源を確保すること。

2. 地域生活支援事業及び障害者総合支援事業について

地域生活支援事業及び障害者総合支援事業は、地域で生活する障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための事業として必要不可欠である。

しかしながら、国の予算が十分に確保されていないため、道県及び市町村において超過負担が生じていることから、地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、道県及び市町村の事業実態を把握するとともに、当該事業における十分な財源を確保すること。

教職員定数について

教育は「国家百年の大計」といわれるとおり、国の発展にとって最も力を注いで取り組むべき課題であり、とりわけ、少子化が進行している我が国においては、これからの社会を支え、発展を担っていく子どもたちに対し、一人一人の能力を最大限に伸ばしていくきめ細かな教育を提供していくことが不可欠であります。

しかしながら、現在の学校現場においては、OECD諸国の中でも教員の勤務時間が長く、一方で子どもと向き合う時間の少なさが指摘されている。このような状況においては、真に子どもたちの能力を引き出す教育を実現することはできません。

よって、政府においては、教職員の質と数を一体的に強化し、児童生徒一人一人の力を引き出すきめ細かな指導を可能とする学校体制の実現に向けて、次の措置を講ずるよう強く要望します。

1. これまできめ細やかな指導を展開するため、小学校第一学年で実施している35人学級の拡充を図ると共に、学校の実情にあわせて実施してきた少人数授業や習熟の程度に応じた指導等を全ての学級で実施できるよう、指導方法工夫改善加配を拡充すること。
2. いじめ、不登校、特別な支援が必要な児童生徒への対応など学校が抱える課題に組織的に取り組むための加配を拡充するとともに、学校統廃合による児童生徒の教育環境の変化に対応するため、統合1年前の学校及び統合された学校全てに学校統合支援加配を行うこと。
3. 学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校がチームとして様々な教育課題に対応していく必要があることから、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員の配置基準を見直し、定数改善を図ることと併せ、多

様な専門スタッフの配置が可能となるよう加配を拡充すること。

4. ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員を計画的に採用できるようにするとともに、教育環境を一層充実させるために上記1～3の内容に対応した教職員定数改善計画を策定すること。

北方領土問題の早期解決について

戦後 70 年が経過し、我が国固有の領土である北方領土の早期返還は最大の国家課題です。

しかしながら、メドベージェフ首相をはじめとするロシア政府要人の相次ぐ北方領土訪問など北方領土の不法占拠を既成事実化しようとする最近の様々な動きは、いずれも我が国の立場と相容れないものであり、元島民の方々の心情を考えると誠に遺憾であります。

日本政府においては、毅然とした態度で粘り強く外交交渉を進めていただき、一日も早い北方領土問題の解決を強く要望します。

拉致問題の早期解決について

北朝鮮による拉致問題については、平成 14 年に 5 名の拉致被害者が帰国し、その後、平成 16 年にそのご家族が帰国されて以降、新たな帰国者がいないまますでに 10 年以上の歳月が過ぎてしまいました。

このような状況の中、昨年 5 月の日朝合意に基づき拉致被害者等の調査が行われてきましたが、目安とされる 1 年がたっても結果の報告がなされないなどこれまで誠意のない対応が続き、問題解決に向けた進展が見られておりません。

拉致被害者等やそのご家族はご高齢となり、その置かれている状況を考えますと、一刻の猶予も許されません。拉致被害者等の帰国とご家族との再会が一刻も早く実現するよう、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう提言します。

1. 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決に向けて、関係諸国や国際機関等と連携・協調を図りながら主体的に取り組み、調査の実効性をしっかりと確保し、すべての拉致被害者等の一刻も早い帰国を実現させること。
2. 北朝鮮との協議に当たっては、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則に基づき、不誠実な対応が続く場合は、昨年 7 月に一部を解除した制裁措置を見直すなどの措置も視野に入れ、毅然とした姿勢で交渉を行うこと。
3. 北朝鮮に不測の事態が発生した場合の備えや、拉致被害者の安全の確保にあらゆる手立てを尽くすことはもとより、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。

あわせて、拉致の疑いがある方々についての調査・事実確認を引き続き徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。

4. 新たな帰国者が直面すると考えられる言葉や住居、医療・保健や生活相談、就職・就業の問題など様々な状況に適切な対応がなされるよう、必要な支援策の整備を進めること。